最終更新日：2016年4月21日

オーエス
取締役社長 高橋秀一郎
問合せ先：06-6361-3554
証券コード：9637

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の永続的価値を維持発展させるためコーポレート・ガバナンスを念頭におき、企業と株主の利益をともに高め、経営の透明性、客観性を確保することに努めております。また、経営の透明性を高めるため、株主や投資家の方々に適切な情報開示をおこなっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
阪急不動産株式会社	2,399,722	15.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口・79101）	2,050,000	12.81
東宝不動産株式会社	2,000,000	12.50
東宝株式会社	1,473,548	9.21
阪急阪神ホールディングス株式会社	1,128,544	7.05
建石産業株式会社	88,754	0.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000	0.38
日新火災海上保険株式会社	55,000	0.34
株式会社三井住友銀行	50,712	0.32
山口　喬	43,000	0.27

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明
―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	1 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、親会社及び上場子会社はありません。
また、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
千田　諭	他の会社の出身者					○		○				
沖本　友保	他の会社の出身者					△		△				
能上　尚久	他の会社の出身者								○			
石原　真弓	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千田　諭			千田諭氏は、当社の主要株主である東宝株式会社の代表取締役副社長であります。同社は当社との間に映画配給の取引がありますが、一般的な取引条件と同様であります。	同氏につきましては、長く経営全般に携われており、その豊富な経験・知見を当社の経営にいかしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。
沖本　友保	○		沖本友保氏は、平成22年まで、当社の主要株主である東宝株式会社の業務執行者であり、現在は同社の常勤監査役であります。同社は当社との間に映画配給の取引がありますが、一般的な取引条件と同様であります。	同氏につきましては、東宝株式会社常勤監査役としての豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督にいかしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。
能上　尚久	○	○		

			能上尚久氏は、阪急電鉄株式会社の専務取締役であります。同社は当社との間に不動産の賃貸借取引がありますが、取引条件は一般取引先と同様の条件であり、特筆すべき取引関係にありません。	同氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督にいかしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社取引先の専務取締役でありますが、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
石原　真弓	○	○	―――	石原真弓氏につきましては、弁護士としての企業法務に関する高い専門性や豊富な知見を当社の経営及び監査・監督にいかしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立性を有しているため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会は、常勤の監査等委員１名を含む４名で構成されており、内部監査部門との連携により監査を実施することから、監査等委員会を補助すべき専任の使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査については、専門の部署である「業務監理室」を設置しており、各部門の業務の妥当性と効率性を適時監査しております。
監査等委員会監査については、監査等委員である取締役４名（うち社外取締役3名）が取締役会に出席して決議に参加する他、取締役の業務の執行状況に関して適宜監査を行っております。また、常勤の監査等委員に外子浦孝行氏を選定し、「業務監理室」から随時監査結果の報告を受けるとともに、会計監査人と定期的に監査報告会を開催して意見交換を行うなど、社内における情報の迅速かつ的確な把握及び実効性のある機動的な監査に取り組んでおります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、職務及び職責に応じた基準報酬と、業績に連動して支給される報酬とによって構成しております。
但し、非常勤取締役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年１月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。
取締役11名107,244千円（うち社外取締役３名13,920千円）監査役3名22,350千円（うち社外監査役2名4,500千円）

なお、平成28年４月21日開催の定時株主総会において、当社は監査等委員会設置会社へと移行し、
同株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を月額10,000千円以内、
監査等委員である取締役の報酬限度額を月額3,000千円以内と決議いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、職務及び職責に応じた基準報酬と、業績に連動して支給される報酬とによって構成しております。
但し、非常勤取締役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成しております。
また、取締役の報酬については、株主総会決議による報酬総額の限度額の範囲内において、監査等委員でない取締役の報酬については取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

専任のスタッフは配置しておりませんが、人事総務部及び内部監査部門である「業務監理室」で適宜、適切に対応しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役制度を採用しておりましたが、平成28年４月21日開催の定時株主総会において定款変更の承認を受け、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名（うち社外取締役１名）と監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）の計８名で構成され、経営上の意思決定を適宜行っております。また、執行役員制度を導入し、経営の監督機能と業務執行機能を分離することによって、執行責任を明確化し、業務執行の迅速化を図っております。
監査等委員会は、４名の監査等委員で構成されております。
会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

≪業務を執行した公認会計士の氏名≫
指定有限責任社員　業務執行社員　河崎雄亮、山田英明

≪公認会計業務に係る補助者構成≫
公認会計士13名、その他11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会が迅速かつ適切に経営上の意思決定を行うとともに、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することにより、経営の監督機能をより一層高め、経営の健全性と透明性が確保できるとの判断から現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限前の発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月決算であるため、株主総会は毎年4月下旬に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに開示情報等のIR資料を掲載しております。	
その他	発送日の6日前に、当社ホームページに招集通知を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「倫理綱領」において、企業活動は、それぞれの企業をとりまく利害関係者とのバランスに配慮し、法令と倫理に基づき健全かつ公正に行う旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域貢献と次世代の育成を図る社会貢献活動として、障がいをもつお子様とそのご家族を対象として、当社の直営映画館にご招待し、特別映画鑑賞会を実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制については、業務分掌、職務権限規定、稟議規定等の諸規定に基づき、部署や職位、業務内容ごとに権限と責任が明確に標準化され、部署間の相互牽制機能が働いております。日常の業務遂行状況については、適宜、業務監理室による内部統制監査が実施され、諸規定に則った運用状況の確認がなされております。
また、「内部統制システム構築に関する基本方針」について以下のとおり決議し、体制の強化を図っております。

（1）当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス担当部門を置き、同部門は、当社及び子会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、コンプライアンス啓発マニュアルを作成し、コンプライアンスに関する研修を実施する。
法令、定款、規定もしくは企業倫理に反する行為またはその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。
コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、社長を対策本部長とする危機対策本部を速やかに設置し、対処方法等を検討するとともに、監査等委員会に報告する。
社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施する。
財務報告の信頼性を確保するため、当社及び子会社のすべての役職員に対して内部統制の重要性の理解を促し、財務報告に係る内部統制が効率的に運用される社内体制を整備するとともに、その有効性を適切に評価する。
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察や顧問弁護士等との連携を図り、取引関係を含め一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規定に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査等委員会はこれらの文書を常時閲覧できる。
文書の保存・管理に関する規定には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規定を制定・改定する際は、監査等委員会と事前に協議を行う。

（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社グループ全体における組織横断的なリスクについては危機管理委員会が、所管業務に関するリスクについては当社の各担当部門または子会社がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。
不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
子会社については各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報の当社への伝達が可能となる体制を整備する。
当社の内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理の有効性を評価する。

（4）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の業務執行については、業務組織に基づく「業務分掌規定」、「職務権限規定」等においてそれぞれ取締役、執行役員及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会に報告する。
定例取締役会において重要事項を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。また、取締役会の下に、常勤取締役及び執行役員から成る当務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う。
グループ経営会議を設け、当社グループ全体における経営戦略及び経営課題の共有を図る。
業務の効率性と適正性を確保するため、当社及び子会社においてIT化を推進する。

（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社から子会社の取締役・監査役を派遣し、子会社における取締役の業務執行の監理を行う。
子会社より定期的に経営内容の報告を受け、また、重要案件についてはグループ経営会議において審議を行う。
当社グループ内の資金調達を当社が管理することにより、資金の流れの透明性を確保する。
監査体制、コンプライアンス推進体制などについては、当社グループ全体をその対象とし、必要な体制を整備する。

（6）監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会の要請があれば、取締役会の決議により独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置する。

（7）監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価等に関しては、監査等委員会と事前に協議を行う。
当該使用人は監査等委員会の指揮命令のもとその職務を行い、監査等委員でない取締役及び執行役員の指揮命令を受けないものとする。

（8）当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査等委員が出席する取締役会ならびに当務会及びグループ経営会議において重要事項の報告を行う。
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が業務執行の状況につき監査等委員会が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。
当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動（内部通報制度の運用状況を含む）に関する報告を適時行う。
当社及び子会社は、監査等委員会へ報告した者に対して不利な取扱いを行うことを禁止し、周知徹底する。

（9）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
監査等委員会は、会社外部の専門家（弁護士・会計監査人等）に意見を求めることができる。
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応することとし、「倫理綱領」に明記し、全従業員への浸透を図っています。
また「危機管理委員会」を設置し、随時企業危機に関する意識の向上、未然防止策等、社内の体制作りを行い、全社的な危機管理対応力を高めるとともに、警察や顧問弁護士等と連携を図り、グループ会社の会合等に参加し情報の共有化に努めるなど、反社会的勢力排除に取り組んでいます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

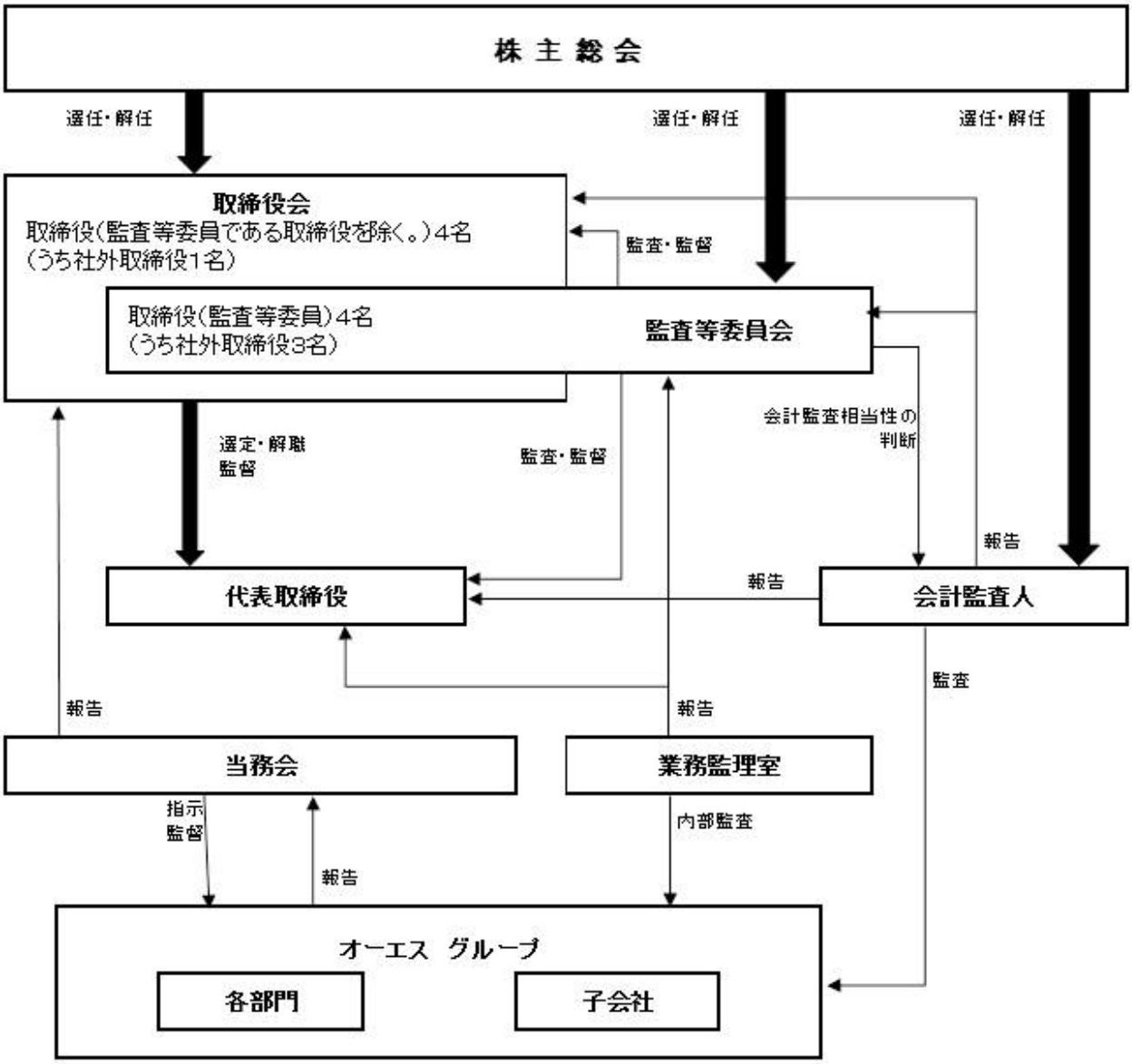
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名
(うち社外取締役1名)
監査・監督
取締役(監査等委員)4名
(うち社外取締役3名)
監査等委員会
会計監査相当性の
判断
選定・解職
監督
監査・監督
報告
代表取締役
報告
会計監査人
監査
報告
報告
当務会
業務監理室
指示
監督
報告
内部監査
オーエス グループ
各部門
子会社